

## 裁量ペナルティー ガイドライン(支援者・支援者艇)

1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲は 支援者・支援艇に与える場合には、警告から規則 69 (不正行為)に基づく処置までです。  
ペナルティーは、このガイドラインに沿って決定されます。
2. プロテスト委員会は、規則 64.4(b) に基づき、支援者の規則違反を理由に関係する艇に ペナルティーを課すことがあります。艇に 与える場合は ゼロ点(ペナルティーなし)から DSQ (失格)までです。
3. 裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。  
ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。
4. ペナルティー決定の出発点は、表1と表2に与えられています。表1には、規則違反に対するレベルが示されています。表2は、関係する艇にペナルティーを与えると決定した場合の規則違反に対するバンドが示されています。
5. 支援者・支援艇に ペナルティーを与える場合は、次の5つのレベルに分けられます。  
レベル 1: 警告  
レベル 2: 1 レースもしくはそれ以上のレースにおいて、出艇禁止  
レベル 3: 1 日 以上、出艇 禁止  
レベル 4: 1 日以上、大会会場 に入れない  
レベル 5: 大会期間中の大会会場 に入れない。および規則 69 に基づく不正行為でその支援者を告発するなど、規則の規定に従ってプロテスト委員会の権限内でその他の措置を講じる  
関係する艇にペナルティーを与える場合は、次の4つのバンドに分けられます。  
バンド1: 00-10%(中点 5%)  
バンド2: 10-30%(中点 20%)  
バンド3: 30-70%(中点 50%)  
バンド4: DSQ
6. まず、表1と表2を用いて、どのレベル/バンドに相当するかを決定します。決定したレベルバンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、レベルバンド内でのペナルティーの増減やレベル/バンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。
7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。  
(a) 違反は偶発的であったか、または回避できなかったか。  
(b) 違反せざるを得ない事情やもっともな理由があったか。  
(c) 支援チーム以外の誰かが、その違反行為を犯したか。  
(d) 支援者は違反を認め、調査に貢献したか。
8. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。  
(a) 違反は判断ミスや不注意ではなく、意図的だったか  
(b) 違反を隠ぺいしようとしたか。  
(c) 誰かに迷惑をかけたか。  
(d) 支援者は更なる違反をしたか。
9. プロテスト委員会は、7と8以外のことを考慮してペナルティーを増減することがあります。  
特に違反が繰り返された場合は、ペナルティーレベルを重くすることも考慮します。

10. 艇にペナルティーを与えると決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
- (a) 得点はDSQの得点より悪くはならない。
  - (b) パーcentageペナルティーは、小数点以下第1位を四捨五入する。
  - (c) 違反により艇が有利を得た場合、有利を得た全てのレースにペナルティーが課される。
  - (d) 違反により艇が有利を得ていない場合、規則 64.1に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。
11. 裁量ペナルティーを適用する場合の判決文には、以下のような記述が含まれます。
- (a) and( (b) or and( c ) )
  - (a) 「裁量ペナルティーガイドラインに基づき、出発点を××と決定した。」
  - (b) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン7(×)に基づき、ペナルティーを軽減した。」  
または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
  - (c) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン8(×)に基づき、ペナルティーを加重した。」  
または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」

表1 支援者・支援者艇のペナルティーを決定するための質問

危険を及ぼす可能性があったか？	
及ぼさなかった。可能性も無かった。	1
及ぼす可能性はあったが、及ぼさなかった、または及ぼしたか否か明らかではない。	2-3
及ぼした。	4-5
違反により、艇が競技上の有利を得なかったことを証明できたか？	
有利を得る可能性も無かった。	1
有利を得る可能性はあったが、得なかった、または得たか否か明らかではない。	2-3
有利を得た。	4-5
大会運営に支障となる可能性があったか？	
無かった。	1
可能性があった、または現に支障が生じた。	2-5
違反により大会関係者以外に迷惑をかけたか？	
無かった。	1
可能性があった、または現に迷惑をかけた。	2-5

表2 艇のペナルティーを決定するための質問

危険を及ぼす可能性があったか？	
及ぼさなかった。可能性も無かった。	1
及ぼす可能性はあったが、及ぼさなかった、または及ぼしたか否か明らかではない。	2-3
及ぼした。	4
艇が競技上の有利を得なかったことを証明できたか？	
有利を得る可能性も無かった。	1
有利を得る可能性はあったが、得なかった、または得たか否か明らかではない。	2-3
有利を得た。	4
スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか？	
無い。	1
懸念されるが、確かではない。	2-3
ある。(プロテスト委員会は規則69に基づく審問招集を検討する。)	4
損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？	
無かった。	1
可能性はあったが、引き起こさなかった。	2-3
引き起こした。	4
大会運営に支障となる可能性があったか？	
無かった。	1
可能性があった、または現に支障が生じた。	2-4
プロテスト委員会が審問で、艇にペナルティーを課す場合があると書面で警告した後、支援者が違反を繰り返したか？	
繰り返していない	1
懸念されるが確かではない	2-3
繰り返した	4

2024年9月5日  
プロテスト委員長  
南原健一